

「医療費控除の明細書」の書き方について

平成
令和

年分 医療費控除の明細書【内訳書】

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住所 あきる野市二宮350

氏名 あきる野 太郎

申告を受ける方の氏名を記入してください。

※窓口に来た方の名前ではありません。

1 医療費通知に関する事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)~(3)を記入します。

※医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。

(例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が支払った医療費の額、⑥保険者等の名称

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
56,753 円	52,600 円	0 円

この欄は、健康保険組合などから発行される「医療費通知(原本)」で申告する場合に、数字を転記します。

※1月から12月までの間の金額を、(2)に記入します。

2 医療費(上記1以外)の明細

「領収書1枚」ごとではなく、「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
あきる野 太郎	〇〇医療センター	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	250,000 円	200,000 円
あきる野 太郎	〇〇歯科医院	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	5,200	
あきる野 太郎	〇〇薬局	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	2,500	
あきる野 太郎	JR秋川~立川3回	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	1,320	
あきる野 花子	〇〇病院	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	40,400	
あきる野 花子	〇〇耳鼻科	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	150,000	50,000
あきる野 イチ	〇〇医院	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	5,200	
あきる野 イチ	〇〇薬局	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	1,300	
あきる野 イチ	バス 秋川~福生3回	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	2,400	
2 の 合 計			458,320	250,000

この欄は、医療費の領収書から、
・医療を受けた人ごと、
・病院、薬局ごと、
1年間まとめて(4)に記入します。

※1月から12月までの間の金額を、まとめて記入します。
※公共交通機関の交通費も、まとめて記入します。
※生命保険などで補てんされた金額があれば、(5)の欄に金額を記入し、後に差し引きます。
※「1 医療費通知」で計上した医療費は、こちらには、計上できません。

医療費の合計

A (ア+イ) 円 510,920 B (ロ+エ) 円 250,000

3 控除額の計算

支払った医療費 (合計)	510,920 円
保険金などで補てんされる金額	250,000
差引金額 (A - B)	260,920 (赤字のとき)
所得金額の合計額	5,226,000
D × 0.05 (赤字のとき)	261,300
Eと10万円のいずれか少ない方の金額	100,000
医療費控除額 (C - F) (最高200万円、赤字のときは0円)	160,920

A
B
C
D
E
F
G

この欄で、医療費控除額の計算をします。
所得金額の5%か10万円のいずれか少ない方の金額を差し引き、残りの金額を「医療費控除額」として、確定申告書に転記します。

※市役所で申告書作成支援を受ける方は、この欄は、未記入でも構いません。
※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受けることができません。(併用不可)

医療費控除の明細書の作成をしてください。(領収書の添付は不要になりました。)

○平成29年分の確定申告から、「医療費控除の明細書」の添付が必要となり、医療費領収書は添付不要となりました。そのため、「医療費控除の明細書」の正しい記入をお願いします。

ただし、「医療費控除の明細書」の記入内容確認のため、確定申告期限等から5年間、税務署から領収書の提示又は提出を求める場合がありますので、医療費領収書はご自宅等で保管をお願いします。

~医療費控除に関する詳しいことは、国税庁ホームページや税務署で確認してください。~

添付が必要な書類等について（主なもの）

○次の費用について医療費控除を受ける場合は、それぞれ該当する書類を添付する必要があります。

- ◎寝たきりの人のおむつ代 ▶▶▶ 医師が発行した「おむつ使用証明書」（介護保険のおむつ使用の確認書でも可）
- ◎白内障等の治療に必要な眼鏡の購入費用 ▶▶▶ 処方箋（医師が白内障等一定の疾病名等がわかる記載のあるもの）
- ◎補聴器等の購入費用 ▶▶▶ 補聴器適合に関する診療情報提供書

保険金などで補てんされる金額は差し引きます。

○次のようなものは、支払った医療費から差し引きます。

- ・生命保険契約や損害保険契約に基づき医療費の補てんを目的として支払を受ける「医療保険金」や「入院費給付金」、「傷害費用保険金」など
- ・社会保険や共済に関する法律やその他法令の規定に基づき、医療費の支払の事由を給付原因として支給を受ける給付金（例えば、健康保険法の規定により支給を受ける「療養費」や「出産一時金」、「家族出産育児一時金」、「家族療養費」、「高額療養費」、「高額介護合算療養費」など）
- ・医療費の補てんを目的として支払を受ける「損害賠償金」
- ・任意の互助組織から医療費の補てんを目的として支払を受ける「給付金」

※ 保険金などで補てんされる金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きますので、引ききれない金額が生じた場合であっても他の医療費からは差し引けません。

※ 保険金などで補てんされる金額が確定申告書を提出するまでに確定していない場合は、その補てんされる金額の見込額を支払った医療費から差し引きます。（後日、補てんされる金額を受け取ったときに、その額が見込額と異なる場合には、修正申告又は更正の請求の手続により訂正することとなります。）

※ 高額介護合算療養費などは、その計算対象となる医療費及び介護費の支払が、年をまたぐような場合でも、按分して計算するのではなく、支給額の確定日が含まれる年の医療費の額から控除します。

「医療費控除」は、かかった医療費が戻る制度ではありません。

○確定申告で申告する「医療費控除」は、納税者本人や生計を一にする家族のために医療費を支払った場合、一定の金額（多くの場合は10万円を超えた金額）を所得から差し引き、税額を再計算した後に、所得税等の還付を受けられる制度です。（※医療費そのものが戻る制度ではありません。）

医療費控除には、保険適用外の医療費等も含まれますが、高額療養費等の支給を受けた金額は、支払った医療費から差し引きます。

<参考>健康保険制度による「高額療養費」は、加入者の方々が一定の金額（自己負担限度額）を超える医療費（保険適用のみ）を支払った場合、申請をすることにより、医療費の一部を払い戻しする制度です。

加入先の医療保険者（健康保険証を発行している機関）へ申請書を提出します。

「医療費控除」の対象に含まれないものの例（一部抜粋）

- ・容姿を美化し、容ぼうを変えるなどの目的で行った整形手術の費用（美容整形費用など）
- ・タクシー代（電車やバスなどの公共交通機関が利用できない場合を除きます。）
- ・自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車料金
- ・治療のためでない、近視や遠視のための眼鏡や補聴器等の購入費用（治療の場合は対象となります。）
- ・健康診断の費用（健康診断の結果、治療が必要となった場合は対象となります。）
- ・疾病の予防するための予防接種や健康増進のためのサプリメントの購入費用

※ 病状などに応じて、控除の対象となる場合もあります。（詳しくは、国税庁ホームページや税務署で確認してください。）

～医療費控除に関する用紙は、国税庁ホームページからダウンロードすることもできます。～